

所得税の還付申告

平成23年分の所得税の還付申告は、1月から申告書を提出できます

社などへの寄付、ふるさと寄付金などにより寄付金控除の適用を受けようとする方

③病气やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合

④家を住宅借入金などで新築や購入、増改築などをして(特定増改築等)、住宅借入金等特別控除を受ける場合など

給与所得がある大部分の方は、年末調整で所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をするとなれば所得税が戻る方

①災害や盗難、横領により、住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける方

②共同募金会や日本赤十字

所得税の確定申告には便利な「e-Tax(イータックス)」をご利用ください

e-Taxをご利用いただくメリット

①国税庁ホームページから電子申告ができます。自宅から国税庁ホームページの確定申告特集ページ「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます

②最高4000円の税額控除が受けられます。平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4000円(24年分については最高3000円)の控

東京税理士会から確定申告はお早めに

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため、依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。偽税理士および偽税理士法人にご注意ください。税理士は税理士証券を携帯し、税理士バッジを着用しています。

確定申告書の様式

①所得税の確定申告書は提出用・控用の2枚で1組です

②添付書類は添付書類台紙などに貼って、申告書と一緒に提出します。確定申告に必要な添付資料の用意を早めにお願ひします

確定申告の相談と申告の受け付け

23年分の所得税の確定申告の相談と申告の受け付けは、2月16日(木)～3月15日(木)

e-Taxをご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーなどの購入などの事前準備が必要です。電子証明書を既に取得している方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。なお、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年です。期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

市税などの納付にご協力ください

1月31日(火)は、市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

出張申告の会場・日程

会場	日程	受付時間
東部地域センター1階講習室	2月1日(水)	午前9時半～11時、午後1時～4時
南部地域センター2階講習室	2月2日(木)	
わくわく健康プラザ1階講堂	2月3日(金)・6日(月)	

※各会場でお受けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告の方を対象とします。車での来場はご遠慮ください。

介護保険制度における税控除を受けるための申告のご案内

高齢者のおむつ代(医療費控除)の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合は、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に対しては、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

障害者控除の申告

所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、23年12月31日現在、市内在住の65歳以上の方で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。認定書を発行します。

平成24年経済センサス・活動調査にご協力ください



2月1日を基準日として「平成24年経済センサス・活動調査」が実施されます。この調査は、全国全ての事業所および企業を対象とした「経済の国勢調査」といえます。調査結果は国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

都知事から任命された統計調査員が1月23日(月)～31日(火)にかけて調査票の配布、2月1日(水)以降回収にお伺ひします。調査票が届きましたら「調査票の記入のしかた」をご覧の上、漏れなく調査してください。

《お問い合わせ》

①調査票の記入方法など、調査について
平成24年経済センサス・活動調査コールセンター ☎0120・44・1034 (IP電話などの場合は ☎03・6830・1034。受付時間は午前9時～午後9時)

②調査票の配布回収など、調査員について
企画経営室総務課統計調査担当 ☎470・7714 (受付時間は、土曜・日曜を除く1月23日(月)～2月10日(金)の午前8時半～午後6時)へ。



源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税が源泉徴収されます。

第5期介護保険事業計画などの住民説明会を開催します



市では、地域の高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならずに、住み慣れた地域で生き生きとした生活を営めるよう、介護予防や健康増進などの事業をより充実させる必要があると考えています。また、介護が必要となった高齢者については、介護サービスの量的確保や質の向上など、運営体制のさらなる整備が求められています。

詳しくは同事務所へ。

市役所7階701会議室
【会場】市役所7階701会議室
【日時】2月5日(日) 午前10時～正午
詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777 (内線2553) へ。